

施策評価シート【分野別施策】

施策名		関係部					
2 -	地域福祉を充実する	福祉部					
所管事業に関連する成果指標							
指標名	単位	改訂計画 策定時	実績値				5年度 目標値
			2年度	3年度	4年度	5年度	
町内福祉村ボランティア登録者数	人	1,945	1,882				2,500
成年後見制度出張講座等参加者数(累計)	人	2,773	3,334				5,600
ゲートキーパー養成者数(累計)	人	2,985	3,605				4,850
関連事業							
地域福祉推進事業 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想推進事業 成年後見制度推進事業 ことと命のサポート事業 生活困窮者自立支援事業 生活保護者自立支援事業 社会福祉協議会活動推進事業							
決算額							
	2年度	3年度	4年度	5年度			
事業費(千円)	291,048						
執行率(%)	77.38						
施策の推進に向けた主な取組の「成果」							
<p>「町内福祉村事業の推進」</p> <p>既設18地区の町内福祉村へ感染症対策に関する交付金の支援と、コロナ危機における感染対策に関する情報提供を行うことで、安心・安全な地域交流の場を確保でき、また、コロナ危機での活動に関する特徴的な取組も含めて各福祉村へ水平展開することで、無理のないコロナ危機での地域活動が推進されました。</p> <p>「成年後見制度の利用促進」</p> <p>成年後見利用支援センターを拠点とし、成年後見制度に係る相談支援を行うとともに、出張講座や講演会等を実施することで、成年後見制度の普及啓発を進めました。また、市民後見人の養成を進めるため、権利擁護人材育成講座等を実施することで、制度の利用促進に寄与しました。</p>							

「自殺対策の推進」

相談窓口リーフレットの配布、デジタルサイネージを活用した周知、「こころの体温計」サービスの提供のほか、自殺予防週間・強化月間関連事業等を継続するとともに、ゲートキーパー養成研修等を開催することで、自殺の問題や命の大切さについての理解を深めました。さらに、「いのちと暮らしの総合相談会」を開催し、必要な支援やサービスにつながるきっかけづくりと地域の関係機関・団体等の相談ネットワークの強化を図りました。

「生活保護受給世帯・生活困窮世帯に対する支援」

生活保護受給者の自立を促進するため、就労支援員による相談やハローワークとの連携で就労につなげました。また、生活困窮世帯等の中学生を対象とした学習サポート事業では、新型コロナウイルス感染症対策の国補助金を活用しタブレットを導入し感染対策を行いました。

「暮らしサポート相談」窓口で、生活困窮者の自立相談支援を実施し、就労等につなげるとともに、支援を必要とする人が適切に福祉制度等につながるよう、関係機関等への制度説明等を行うことで、連携協力体制の強化を図りました。さらに、住居確保給付金を支給するとともに、就労準備支援事業及び家計改善支援事業に着手しました。

「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想推進」

構想で掲げるケア・コンパクトシティの実現に向け、高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第8期〕）において、サービスの見込み量を推計し整備目標を定めました。

また、令和3年度中のUR都市機構による公募の実施に向けて、構想に沿った公募条件等の協議を進めました。

地域共生社会を見据えた地域における総合相談体制の確保に向け、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置について、庁内で検討を進めました。

旭南地区における地域内移送の検討を進め、交通不便地域などにおける交通支援体制の検討を進めました。

住民主体の活動の核となる町内福祉村の移転を進めました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<p>「町内福祉村事業の推進」</p> <p>コロナ禍を考慮した、参加ボランティアの拡大や地域全体の課題に応じた活動の展開、他地区における好事例の水平展開などについて検討する必要があります。</p>	<p>「町内福祉村事業の推進」</p> <p>町内福祉村の新設を促進するとともに、コロナ危機で生じた課題も含めて、地域で必要とされる活動が実施されるよう、各町内福祉村の好事例を共有し、水平展開するための支援をします。また、種々のツールを用いて登録ボランティアの拡充を目指します。</p>

「成年後見制度の利用促進」

成年後見制度利用促進計画に基づき、支援が必要な人を適切に制度につなぐとともに、制度の周知、親族後見人への支援拡充、中核機関の設置等、計画事業を推進していく必要があります。

「自殺対策の推進」

高齢者や生活困窮者への対策が引き続き必要な一方で、若年層の自殺も減少していないため、今後も自殺対策計画に基づき、継続的に自殺対策の事業を実施していく必要があります。

「生活保護受給世帯・生活困窮世帯に対する支援」

生活保護受給者の自立を促進するためには、個々の状況に応じた就労支援、子どもの学習支援等、きめ細やかな支援が必要です。

自立相談支援機関だけでなく様々な機関や団体等が連携しながら、個別の事情に応じ、包括的、継続的に支援をしていく必要があります。

「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進」

構想では、「地域共生社会の実現を視野に入れたまちづくり」及び「ケア・コンパクトシティの視点からのまちづくり」の実現を目指しており、構想の実現に向けて、引き続き、市、UR都市機構、参入事業者、平塚高村団地及びその周辺地域の住民と

「成年後見制度の利用促進」

成年後見制度、成年後見利用支援センターの周知と理解促進、後見業務の担い手確保と質の向上のため、センターを拠点とし、国の基本計画や成年後見制度利用促進計画に基づき、中核機関の体制整備等、成年後見制度の利用支援を推進します。

「自殺対策の推進」

自殺者数を着実に減少傾向としていくため、自殺対策計画に基づき、自殺対策に関する正しい理解の普及啓発やゲートキーパー養成のほか、自死遺族支援等総合的な自殺対策を推進します。

「生活保護受給世帯・生活困窮世帯に対する支援」

就労支援員やハローワークを活用した就労支援、中学生を対象とした学習サポート事業や、学習と生活の両面から子どもを支援するこども支援員を配置することで生活保護受給者の自立を支援します。生活困窮者の社会的経済的自立を実現するため、生活困窮者自立支援計画に基づき、様々な機関や団体等と連携し、自立相談支援事業を実施します。併せて、住居確保給付金等の支給、任意事業の一時生活支援事業、就労準備支援事業及び家計改善支援事業を引き続き実施します。

「地域医療福祉拠点整備モデル地区構想の推進」

構想の実現に向けて、今後のUR都市機構による公募結果等を踏まえ、引き続き、市、UR都市機構、参入事業者、平塚高村団地及びその周辺地域の住民との4者による協議を進めます。

の4者による協議が必要となります。